

社団法人 高知県建設業協会

平成24年度 臨時総会 議事録

1. 開催日時 平成24年11月13日(火) 11時00分
2. 開催場所 高知新阪急ホテル3階「花の間」
3. 議決権を有する会員総数 488名
4. 議決権を有する出席会員総数 390名(本人出席142名、委任状248名)
5. 議事の経過の要領及びその結果

定刻となり、山中会長が開会を宣し、本総会が上記の通り、定足数に足る出席者数を得、適法に成立した旨を報告した。

次いで、定款第27条の規定により、山中会長が議長として選任された。

また、議事録署名人に田中允泰氏、尾崎盛裕氏の2名が満場一致で承認可決され、議事に入った。

第1号議案 「行動憲章」の決議について

本案について議長指名により事務局が資料に基づき詳細を説明の上、全文を朗読。その後議長が議場に諮り、全員異議無く承認可決された。

第2号議案 法令遵守と信頼回復に向けての改善計画書(骨子)の採択について

本案について議長指名により事務局が資料に基づき詳細を説明の上、全文を朗読。その後議長が議場に諮り、全員異議無く承認可決された。

第3号議案 理事の辞任に伴う補欠選任について

本案について議長指名により事務局が、定款及び役員選任に関する細則の定めるところに従い、松元秀人氏、国元清隆氏が土木部会高幡支部から理事候補者として選出された旨を説明。

その後議長が2名の理事選任について議場に諮り、全員異議無く承認可決された。

また、それぞれの理事候補者もこれを承諾した。

平成24年11月13日
社団法人 高知県建設業協会

議長(会長) 山中 栄 広



署名人 尾崎 盛 裕



// 田中 允 泰



行動憲章

当協会並びに所属の会員企業は、県民の安全で安心して生活を支え、災害から生命と財産を守り、地域の雇用と経済を担う、重要な役割と責務を負っており、様々な地域に密着した活動を通じて社会貢献を行っており、

そのためには、法令遵守が社会的責任の基本であることを再確認し、広く県民の理解と信頼を確かなものとするため、以下の行動規範を定め、その遵守と徹底を期すこととします。

記

一 法令の遵守

法令遵守はあらゆる企業活動の基本であることを肝に銘じ、社会の一員として建設業法、独占禁止法をはじめとする各種法令の遵守徹底を図り、企業倫理の確立に取り組み。そして、社会の信頼に応えるため、適正で公正かつ透明な事業活動を行う。

二 行動規範の徹底

適正な協会の行動指針を定め、厳正かつ公正に実行するため、協会外部の有識者で組織する「倫理委員会」を設置し、また、監視機能の強化を目的とした「公益通報制度」の創設、協会運営の透明性確保のための情報公開の促進など、法令遵守のための様々な事業を実施する。さらに、事業の検証と改善を重ね、あらゆる手段を講じて行動規範の履行徹底を図り、健全な業界を確立する。

三 信頼される施工と品質の確保

県民・社会から信頼される施工に努め、将来に亘って活用される良質な社会基盤を県民に提供する使命を自覚し、適正な価格での受注と高い品質の確保に努める。

四 適正な労働環境の維持と改善、環境問題への対応

安全で働きやすい職場環境を確保するために、労働基準法、労働安全衛生法等の関係法令を遵守し、痛ましい労働災害の根絶を目指す。そして、従業員の将来展望が描ける豊かでゆとりある雇用労働条件の確保に努める。

また、環境問題に対する意識の高揚と体制整備を図り、廃棄物処理法等の関係法令を遵守する。さらに、建設副産物の適正処理、リサイクルの推進に真摯に取り組み、環境の維持保全に努める。

五 地域への貢献

地域における経済と雇用を担う産業としての使命を重んじ、地域の安全・安心を確保するため、各行政機関との災害時における協定に基づく応急復旧活動をはじめ、防災・防犯活動、河川・道路の環境保全活動に取り組む。さらに、美化活動や伝統文化継承など多様な地域貢献活動に取り組み、県民とのより信頼される関係の構築に努める。

(平成二十四年十一月十三日)

社団法人高知県建設業協会臨時総会において決議)

法令遵守と信頼回復に向けての改善計画書(骨子)

平成24年11月13日

社団法人高知県建設業協会
会長 山中栄広

I. 序文

10月17日、公正取引委員会から、県内建設業(土木)36社に対し、排除措置命令並びに課徴金納付命令が出されました。(違反行為認定は37社)

社団法人高知県建設業協会(以下「当協会」)の土木部会会員企業(排除命令34社、課徴金納付命令31社、違反行為の認定35社)が違法行為を続けてきたこと、そしてそのことが建設業の信頼失墜を招いたことに深く反省し、当該会員企業に対し、厳重なる注意を行うとともにコンプライアンス確立の要請を行ったところであります。

これらの企業の多くはこれまで当協会の幹部として長く中枢の役割を担い、本県の建設業界を牽引してきた企業であることから、この事案が37社のみのこととして片付けられるものではなく、業界全体の問題と捉え、事態を極めて重く受け止めているところです。

さらに、この度の事案により、その従業員はもとより下請け・資材業者にも影響が及び、ただでさえ厳しい県内経済・雇用にさらなる打撃となることが想定されるばかりでなく、健全に事業を行っている多数の企業の信頼を揺るがせ、急がれる南海トラフ地震対策などのインフラ整備の事業停滞を招き、地域防災力の低下に直結することにもなりかねないなど、多方面にわたる影響の甚大さに重ねて反省とお詫びを申し上げる次第であります。

今後は、二度とこのようなことが起きないように法令遵守を徹底し、企業倫理の高揚を目的とした啓発活動を行うとともに、独占禁止法違反との疑いを持たれないための法令遵守体制、仕組みづくりを業界主体で構築することが必要と考えております。

失った信頼を回復することは、多大な努力を要することではありますが、これまで以上に社会貢献活動にも取り組み、建設業が地域社会に欠くことができない存在として再び認識され、県民生活の安定向上と地域社会の振興に寄与していくことを決意しております。

そのために、以下に掲げる事項を当協会会員一丸となって取り組み、業界のコンプライアンスを早期に確立し、以って県民の信頼回復を実現する所存であります。

Ⅱ. コンプライアンスの確立に向けての取組み

1. 違法行為のできない仕組みづくり

(1) 「コンプライアンス委員会」の活動

- 平成 24 年 4 月、「コンプライアンス委員会」設置（会員 11 名で組織）
- これまでの活動内容
 - ・法令遵守をテーマとした講習会の実施
 - ・業界のコンプライアンス体制確立に向けた新しい行動規範を検討 等
- 今後の活動
 - ・様々なコンプライアンス活動を強力に推進
 - ・このたびの事案について、事実関係を把握・確認、総括を行い、後述の倫理委員会に報告
 - ・倫理委員会から出された助言・提言を受けての、より効果的な活動の実施

(2) 協会外部の有識者で構成する「倫理委員会」の新設

- 目的
より厳正かつ公正に、そして法令遵守の実を挙げるため協会外部の有識者だけで構成する「倫理委員会」を設置
- 委員会活動
 - ・コンプライアンス委員会によるこの度の事案の総括、コンプライアンス活動の報告を受けての、再発防止に向けた助言・提言
 - ・会員において法令違反が懸念される事象がないかを検証、必要に応じ、コンプライアンス委員会、協会役員会に助言・勧告
- 倫理委員会により明らかにされた課題は、「コンプライアンス委員会」で改善策を実行、各支部でも情報と意識を共有し全県下で法令違反の芽が育たない環境を確立

(3) 監視機能の強化としての「公益通報制度」の創設

- 目的
違法行為の困難な環境をつくるため、建設業法、独占禁止法等の法令違反行為を確認した際の通報制度を創設
- 基本的事項
 - ・通報先を倫理委員会が定め、「通報者」の保護が担保される体制を確立
 - ・通報を適正に処理するため、倫理委員会において通報処理に関する基本的事項を決定

- ・具体的かつ違法性が疑われる情報は公共工事発注者や公正取引委員会に報告するなど厳正に対処

(4) 情報公開の推進、県民の意見の反映

- 透明性確保のため、当協会の財務内容、事業計画、事業報告、コンプライアンス委員会、倫理委員会、役員会や、国・県等の公的機関と行った会議内容をホームページ等で公開
- 県民の声・意見を直接協会活動に反映できるよう、協会ホームページに県民の意見が届く窓口を設置
- 会員企業に対する情報公開促進

2. 行動規範としての「行動憲章」の策定

- 11月13日、当協会の臨時総会において当協会及び会員企業の行動規範を記した新しい「行動憲章」を決議、宣言
- 「行動憲章」の内容
法令の遵守徹底、行動規範の履行徹底、建設工事の適正な施工、適正な労働環境の維持・改善、環境問題への対応、地域経済・社会への貢献
- 「行動憲章」の会員企業の職場掲示、配付等により法令遵守の意識高揚
- 「行動憲章」に反する、または疑われる事態が判明すれば、「コンプライアンス委員会」「倫理委員会」において協議、速やかに改善されるよう適正に対応

3. 法令遵守の意識づけ、企業倫理の高揚のための取組み

(1) 定期的な講習会の実施

- 平成24年2月、独占禁止法の遵守をテーマとした講習会開催
- 7月23日～25日、県主催の同様の講習会に会員多数が参加
- 平成24年度は11月13日・14日に県内2か所で独占禁止法順守をテーマとした講習会を実施
- 定期的かつ継続的なコンプライアンス講習会を実施（毎年の恒例事業として）
 - ・テーマ「法令遵守」「談合の再発防止」「業界の体質改善」等
 - ・対象 会員企業経営者、従業員
- 各支部及び会員企業の講習会開催を支援
研修会場の提供、講師の斡旋、教材の貸し出し 等

(2) ポスターの作成・掲示

法令遵守意識の継続、企業倫理の高揚を目的とし、会員本社・現場事務所にコンプライアンスポスターを掲示

4. コンプライアンス活動の定期的かつ継続的な総括と検証・改善、活動の情報公開

- P D C Aサイクルによる、コンプライアンス活動の検証、改善
- 当協会のホームページや機関誌等の情報発信ツールを最大限活用して取組を広報、情報公開
- 支部を通じ全会員にコンプライアンス活動の周知徹底
- 各会員企業における取組進捗状況の把握、実行促進
- 改善計画書の取組状況を四半期ごとに、国土交通省と県に報告

Ⅲ. 安全で安心できる地域社会のための防災活動、発災時の応急復旧、信頼回復に向けての社会貢献活動のさらなる推進

1. 災害への備え、対応

- これまでの取組み
 - ・国・県をはじめとする行政機関と、「災害発生時における支援活動協定」「家畜伝染病発生時における支援活動に関する覚書」等、協定を締結済み
 - ・豪雨時等の際の応急復旧活動、災害発生が予兆できる段階から万一来に備えて待機、河川や道路、砂防現場等の巡視活動
 - ・南海トラフ巨大地震に対する「道路啓開作業」が迅速に行えるよう、国・県、各自治体の関係当局と継続協議中
 - ・BCP研究会、「携帯電話のGPS機能を活用した災害情報共有システム」運営等
- 今後の予定
 - ・会員企業の重機、オペレーターの所有状況、所有場所がパソコン上で一目でわかる「重機・資機材の情報化システム」を稼働予定
 - ・行政の災害対応のパートナー、サポート役としてより万全、盤石な体制づくり

2. 防犯活動、道路清掃などの地域貢献活動

- 犯罪抑止と子どもたちの安全を守ることを目的とした夜間のパトロール及び登下校時の巡回や交通安全誘導
- 道路や海岸の清掃、地元のお祭りへの参加・協力、献血の協力、等社会貢献活動の実践
- 今後も地域社会のお役に立ち、地域を活性化していく奉仕活動を実践

IV. 結び

- 今後、企業のCSR(企業の社会的責任)はますます重要視され、社会から信頼のない企業は存続していくことが出来ない
- 社会からの信頼回復をなし得なければ、健全な経営は不可能となり、引いては県経済・雇用、さらに地域社会にも深刻な影響を及ぼすこととなる
- 当協会及び会員企業は、失われた信頼を回復するため、この改善計画書の内容を確実に履行する
- 履行する過程において、国・県の指導を継続的に得ながら、計画をより詳細なものとし、実効性を高める
- 国・県が打ち出す対策、改善措置を真摯に受け止め、積極的かつ適切に対応する
- 本県の建設業界において、コンプライアンス体制が確固となり、健全なものとなって県民並びに関係機関の信頼回復が実現するよう、全力で取り組む